

(3) 漏給防止・濫給防止対策の促進等 ⑤

サ 福祉事務所の体制整備

(ア)生活保護実施に係る自治体間の情報共有・相互評価の推進

- ◎ 同様の課題を有する他の自治体と、情報・ノウハウの共有や課題の分析・検討を行い、相互に政策評価を行うことが有効。

➡ 複数の自治体間での生活保護の実施に係る情報・ノウハウの共有(相互視察、協議会の設置等)や、社会福祉士等の第三者をアドバイザーとして課題の分析や対応の検討等を行う場合に必要な費用について、セーフティネット支援対策等事業費補助金により支援。

(イ)生活保護事務のIT化の推進について

① 生活保護業務データシステムについて

- ◎ 自治体のデータを一括して定期的に収集し、国・自治体で共用できるデータベース(「生活保護業務データシステム」)を導入する予定(平成22年度から運用開始予定)。

② 医療レセプトの電子化について

- ◎ 医療機関・薬局と審査支払機関の間及び審査支払機関と保険者の間のレセプトの提出及び受領については、遅くとも平成23年度当初からオンライン化。

➡ 自治体においても、平成22年度末までに電子レセプトのオンライン受領への対応の準備が必要。厚生労働省としては、平成21年度に医療扶助レセプトの画像化等を行うソフトウェアを開発し、自治体に配布予定。

(ウ)新任査察指導員基礎研修会の実施

- ◎ 現業員経験無しの査察指導員が2割以上。現業員が3人以下の福祉事務所では4割。

➡ このような状況を踏まえ、新任の査察指導員に対する基礎的な研修を実施する予定。